

保護者の皆様へ

熊本市教育委員会

新型コロナウイルス感染症にかかる熊本市立学校等の対応について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃から学校運営とともに新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

4月に入りましてからの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、市立学校においても陽性者が出ており、場合によっては学級等を閉鎖することも発生しております（これまで市立学校内でのクラスターは発生していません）。

そのような中、閉鎖を判断するに当たっての考え方を改めて整理しましたので、保護者の皆様に周知させていただきます。

幼児児童生徒や教職員に感染が判明した場合、保健所が感染者の接触状況を調査（疫学調査）します。翌日の閉鎖の判断については、以下のとおり、保健所による疫学調査の結果が判明する時間帯や、濃厚接触者の有無のほか、感染者が幼児児童生徒か教職員かで取り扱いを分けています。これは、教職員は幼児児童生徒のほか教職員同士の接触の機会もあり、幼児児童生徒より感染拡大のリスクが高いことなどを踏まえているためです。

保護者の皆様におかれましては、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

保健所による疫学調査	調査結果	翌日の閉鎖の判断	
		感染者が幼児児童生徒の場合	感染者が教職員の場合
調査結果が18時頃までに判明した場合	学校等に濃厚接触者やPCR検査を要する接触者がいない場合	閉鎖しない	
	学校等に濃厚接触者やPCR検査を要する接触者がいるが、これ以上の感染拡大のおそれはないと判断される場合		
	学校等に濃厚接触者やPCR検査を要する接触者がおり、これ以上の感染拡大のおそれはないと判断できない場合	検査対象者の行動範囲を閉鎖する	休校または検査対象者の行動範囲を閉鎖する
調査結果が18時頃までに判明しない場合	保健所による調査結果がないため、学校等が感染者本人に発症日から2日前 無症状の場合は検査日から2日前)までの行動範囲を確認	感染者の行動範囲を閉鎖する	休校または感染者の行動範囲を閉鎖する

※学校等には市立幼稚園を含む。

詳細な取扱いフローは別紙のとおりとなります。但し、随時改訂しておりますので現時点であることをご了承願います（最新版は常時熊本市ホームページに掲載しております。）。

今後も、教育委員会と学校が密に連携を図り、感染拡大防止に努めてまいりますので、保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

(お問い合わせ先)		
・幼児児童生徒に関すること	健康教育課	096-328-2728
・教職員に関すること	教職員課	096-328-2720